□建築基準法第６条の３第１項第２号に掲げる確認審査又は同法第18条第４項第２号に掲げる審査
（構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士）
⑴氏名
⑵資格　構造設計一級建築士交付第　　号
【ハ．建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用の有無】　□有　□無
【ニ．建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】
第　　号
【ホ．認定型式の認定番号】
第　　号
【ヘ．適合する一連の規定の区分】
□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ
□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ
【ト．認証型式部材等認証番号】

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

（注意）
１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～⑨　（略）
⑩　８欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。
また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項各号に掲げる特定建築行為のうち該当するものの号番号（同項第１号に該当する場合にあっては、号番号及び同号イ又はロのうち該当するもの（気候風土適応住宅に該当する場合にあっては、その旨を含む。））を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、建築に係る部分の床面積が10平方メートル以下である場合、建築基準法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物の建築である場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。
⑪　（略）
４．第三面関係
①～㉔　（略）

【ニ．認定型式の認定番号】
第　　号
【ホ．適合する一連の規定の区分】
□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ
□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ
【ヘ．認証型式部材等認証番号】

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

（注意）
１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～⑨　（略）
⑩　８欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。
また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第４条第１項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が300平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。
⑪　（略）
４．第三面関係
①～㉔　（略）